

# 費用弁償支給規程

## 第1条（目的）

この規程は、公益財団法人総評会館定款第18条及び第36条第4項に規定する費用弁償の支給基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条（適用範囲）

この規程を適用する対象は、評議員、顧問及び相談役とする。

## 第3条（費用弁償の額）

評議員、顧問及び相談役には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

2. 費用の弁償額は、一日につき10,000円（税別）とする。

## 第4条（諸会議等の出席費用）

諸会議等に出席するために特別の経費を必要とする場合には、旅費規程に定める基準に準じてその費用を支給することができるものとする。

## 第5条（費用弁償の辞退）

評議員、顧問及び相談役は、費用弁償額の全部又は一部につき辞退することができる。

## 第6条（変更手続き）

この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

## 第7条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附則

この規程は、公益財団法人総評会館の設立の登記のあった日から施行する。(2011年7月26日理事会議決)